

市報さが広告掲載取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、佐賀市広告掲載取扱要綱（以下「要綱」という。）第8条の規定により、佐賀市が発行する「市報さが」（以下「市報」という。）に掲載する広告の取扱いについて、要綱及び佐賀市広告掲載基準（以下「基準」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(掲載の範囲)

第2条 次の各号のいずれかに該当する広告は、市報に掲載しない。

- (1) 要綱第3条第2項各号に掲げるもの
- (2) 基準第3項に掲げるもの
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市報に掲載する広告として適当でないと市長が判断するもの

(広告の掲載規格等)

第3条 広告の掲載規格等は、下表のとおりとする。

種類	掲載寸法	掲載場所・掲載枠
市報さが1日号	縦 85mm	広告ページ・6枠/頁
市報さが15日号	横 85mm	

2 前項に掲げるもののほか、要綱第1条に規定する趣旨に合致する場合、広告の掲載規格等を別に定めることができるものとする。

(広告の募集方法)

第4条 広告の募集は、佐賀市と「市報さが広告掲載業務」に係る委託契約を締結する者（以下「受託者」という。）を介して行うものとする。

(広告掲載の申込み等)

第5条 広告を掲載しようとする者（以下「広告主」という。）は、受託者を介して市長に広告掲載の申込みを行うものとする。

(広告掲載の決定方法)

第6条 市長は、受託者を介して申込みがあったときは、広告の内容等が要綱第3条、基準第3項並びにこの要領第2条の規定により掲載に適する広告（以下「適正広告」という。）に該当するかを審査するものとする。

2 適正広告の数が第3条に規定する掲載枠の数を超える場合は、下表に規定する優

先順位により掲載する広告を決定する。

優先順位	広告
1	国、地方公共団体、公益社団法人、公益財団法人及びこれらに類するものに係る広告
2	公共的団体、その他公共性の高い団体に係る広告
3	市内に事業所等を有する者に係る広告
4	優先順位が1位から3位のいずれにも該当しない広告

- 3 市長は、掲載する広告を決定したときは、速やかに受託者を介して広告主に通知するものとする。

(広告主の責務)

第7条 広告主は、その広告の内容等掲載している広告に関する全ての責任を負うものとし、広告の掲載に関し第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(広告審査委員会)

第8条 市報への広告掲載を適正に実施するため、市報さが広告審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会は、総務部長、総務部副部長、広報課長及び広報課広報係長で構成し、委員長は総務部長とする。
- 3 委員会は、広告の内容、広告の優先順位その他広告の掲載に関することについて審査する。
- 4 委員会は、その広告の内容、業務の内容その他審査に必要な事項について、申込者に対し説明若しくは資料の提出を求め、又は調査することができる。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成23年9月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年2月20日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年2月6日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年12月23日から施行し、令和7年4月1日号から適用する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行し、令和8年6月1日号から適用する。